

広島県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十五年三月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

中北川根線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市美土里町北字五木屋二四三三番一 地先から 安芸高田市美土里町北字五木屋二四三五番一 地先まで	新	旧	一三・〇〇〇 六二・三〇〇	七二・〇〇	幅員減少 不用物件延長 五四・〇〇メ ートル
	旧	新	一一・四〇〇 二二・三〇〇	六九・〇〇	
安芸高田市美土里町北字五木屋二八六〇番一 地先から 安芸高田市美土里町北字道ヶ谷一九四四番三 地先まで	新	旧	一一・四〇〇 二二・三〇〇	六九・〇〇	拡幅
	旧	新	五・八〇〇 一一・四〇〇	六九・〇〇	